



平成 28 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 井 関 農 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 木 下 榮 一 郎
コ ー ド 番 号 6 3 1 0
上 場 取 引 所 東 証 第 1 部
問 合 せ 先 IR・広報室長 鈴木 文利
(TEL. 03-5604-7709)

タイ王国における現地法人設立に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会にてタイ王国に現地法人を設立することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 現地法人設立の目的

当社は、将来の成長が見込まれるアセアン市場をグローバル戦略の重要な柱のひとつと位置づけ、生産・販売両面において積極的な事業展開を図っております。

特に、アセアン地域の中でも大きな農機需要を誇るタイ王国では、2013年に設立した ISEKI SALES (THAILAND)での拡販を通じ、ISEKI ブランドの定着を図ってまいりました。

今後、タイ王国をはじめアセアン全域における当社製品の販売・サービス力を更に強化するため、当社現地法人を設立いたします。

2. 設立する現地法人の概要

(1) 会 社 名 : ISEKI (THAILAND) CO., LTD.

イセキ・タイランド・カンパニー・リミテッド

(2) 代 表 者 : 豊田 佳之 (非常勤)

(当社取締役専務執行役員)

(3) 資 本 金 : 90 百万バーツ (約 3 億円)

(4) 出資比率 : 井関農機株式会社 100%

(5) 決 算 期 : 12 月 31 日

(6) 設 立 年 月 : 2016 年 9 月 予 定

(7) 事 業 内 容 : アセアン地域における井関農機製品などの販売推進、

および営業戦略の企画・立案。アセアン地域に適した作業機、
補修部品の調達・販売。

アセアン地域における部品供給などアフターサービス支援。

3. 今後の当社業績に与える影響

当現地法人の設立による、当期の当社連結業績に与える影響は軽微であります。

以上